

国民年金法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）	1
二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）	9
三 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）	11
四 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）	12

国民年金法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）  
（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（届出）</p> <p>第十二条 被保険者（第三号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に<del>関する事項を</del>市町村長に届け出なければならない。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>第十二条の二 第三号被保険者であつた者は、第二号被保険者の被扶養配偶者でなくなつたことについて、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第六項から第九項までの規定は、前項の届出について準用する。 。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>（国民年金手帳）</p> <p>第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、当該被保</p>	<p>（届出）</p> <p>第十二条 被保険者（第三号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に<del>関する事項を</del>市町村長に届け出なければならない。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（国民年金手帳）</p> <p>第十三条 厚生労働大臣は、<u>前条第四項</u>の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、当該被保</p>

険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者が既に国民年金手帳の交付を受け、これを所持している場合は、この限りでない。

2 (略)

(資料の提供等)

第百八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署、共済組合等又は健康保険組合に対し、被保険者又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは健康保険若しくは国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

2・3 (略)

第百八条の二 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に対し、その大臣が所管する年金保険者たる共済組合等に係る第九十四条の五第一項に規定する報告に関し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に当該年金保険者たる共済組合等の業務の状況を監査させることを求めることができる。

第百八条の二の二 共済組合等は、厚生労働大臣に対し、その組合員又は加入者が第二号被保険者でなくなつたことに関して必要な情報の提供を行うものとする。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者が既に国民年金手帳の交付を受け、これを所持している場合は、この限りでない。

2 (略)

(資料の提供等)

第百八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、被保険者又は国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

2・3 (略)

第百八条の二 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に対し、その大臣が所管する年金保険者たる共済組合等に係る第九十四条の五第一項に規定する報告に関し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に当該年金保険者たる共済組合等の業務の状況を監査させることを求めることができる。

(新設)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

三〇二 第十二条の二第二項の規定による届出の受理

四〇三十 (略)

三〇二 第八十八条の二の二の規定による情報の受領

三〇一〇三十七 (略)

三〇七の二 附則第九条の四の二第二項の規定による届出の受理

三〇七の三 附則第九条の四の三第一項の規定による承認

三〇八 (略)

二〇七 (略)

#### 附則

第七条の三 (略)

二〇四 (略)

5 第三項の規定により第二項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

(新設)

四〇三十 (略)

(新設)

三〇一〇三十七 (略)

(新設)

(新設)

三〇八 (略)

二〇七 (略)

#### 附則

第七条の三 (略)

二〇四 (略)

5 第三項の規定により第二項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

(基礎年金の支払)

第九条の四 基礎年金の支払に関する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める者に行わせることができる。

(第三号被保険者としての被保険者期間の特例)

第九条の四の二 被保険者又は被保険者であつた者は、第三号被保険者としての被保険者期間(昭和六十一年四月から国民年金法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。次条第一項において「平成二十三年改正法」という。)の施行の日(以下「平成二十三年改正法施行日」という。)の属する月の前月までの間にある保険料納付済期間(政令で定める期間を除く。)に限る。)のうち、第一号被保険者としての被保険者期間として第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた期間(附則第九条の四の六第一項及び第二項において「不整合期間」という。)であつて、当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているもの(以下「時効消滅不整合期間」という。)について、厚生労働大臣に届出をすることができない。

2 前項の規定により届出が行われたときは、当該届出に係る時効消滅不整合期間(第四項及び次条第一項において「特定期間」という。)については、この法律その他の政令で定める法令の規定を適用する場合においては、当該届出が行われた日以後、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなすほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 次条第一項の規定その他政令で定める規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

(基礎年金の支払)

第九条の四 基礎年金の支払に関する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める者に行わせることができる。

(新設)

4 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされた期間」とする。

(特定保険料の納付)

第九条の四の三 平成二十三年改正法附則第五条に規定する政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日（以下「特定保険料納付期限日」という。）までの間において、被保険者又は被保険者であった者（特定期間を有する者に限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、保険料納付済期間以外の期間であつて、その者が五十歳以上六十歳未満であつた期間（その者が六十歳未満である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間）の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）の保険料（以下この条において「特定保険料」という。）を納付することができる。

2 前項の規定による特定保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特定保険料から順次に行うものとする。

3 第一項の規定により特定保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

4 老齢基礎年金の受給権者が第一項の規定による特定保険料の納付を行つたときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、次条第一項に規定する特定受給者（同条第二項に規定する特定裁定受給者を除く。）については、特定保険料納付期限日

(新設)

の属する月の翌月から、年金額を改定する。

- 5 前各項に定めるもののほか、特定保険料の納付手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

(特定受給者の老齢基礎年金等の特例)

第九条の四の四 第十四条の規定により記録した事項について平成二十三年改正法施行日から特定保険料納付期限日までの間に訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十三年改正法施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。次項及び次条において「特定受給者」という。）が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等に係るものに限る。）を適用する場合においては、特定保険料納付期限日までの間、保険料納付済期間とみなす。この場合において、附則第九条の四の二第二項の規定は、適用しない。

2 特定受給者のうち、平成二十三年一月一日から同年二月二十四日までの間に老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等を受ける権利に係る裁定（これに相当するものを含む。）が行われた者であつて厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定裁定受給者」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「特定保険料納付期限日までの間、保険料納付済期間とみなす。この場合において、附則第九条の四の二第二項の規定は、適用しない」とあるのは、「平成二十三年改正法施行日の前日までの間、保険料納付済期間とみなす。」とあるものを指すものとする。

(新設)

す」とする。

(特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の特定受給者の老齢基礎年金の額)

第九条の四の五 特定受給者(特定裁定受給者を除く。)に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齢基礎年金の額については、訂正後年金額(第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十年改正法附則第十七条の規定に定める額をいう。)が訂正前年金額(前条第一項に規定する時効消滅不整合期間となつた期間を保険料納付済期間とみなして第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十年改正法附則第十七条の規定を適用した場合におけるこれらの規定に定める額をいう。)に百分の九十を乗じて得た額(以下この条において「減額下限額」という。)に満たないときは、第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十年改正法附則第十七条の規定にかかわらず、減額下限額に相当する額とする。

(不整合期間を有する者の障害基礎年金等に係る特例)

第九条の四の六 平成二十三年改正法施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十三年改正法施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして障害基礎年金又は被用者年金各法その他の政令で定める法令に基づく障害を支給事由とする年金たる給付を受けているもの(これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。)の当該不整合期間となつた期間に

(新設)

(新設)



については、この法律その他の政令で定める法令の規定（これらの給付に係るものに限る。）を適用する場合には、保険料納付済期間とみなす。

2 平成二十三年改正法施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間を有する者の死亡に係る遺族基礎年金又は被用者年金各法その他の政令で定める法令に基づく死亡を支給事由とする年金たる給付であつて、平成二十三年改正法施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして支給されているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されているものを含む。）の受給資格要件たる期間の計算の基礎となる当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（これらの給付に係るものに限る。）を適用する場合には、保険料納付済期間とみなす。

3 附則第九条の四の二第一項の規定により届出が行われたときは、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間については、第一項の規定は、適用しない。

2 第九條の四の七 (略) (独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

2 (略)

2 第九條の四の二 (略) (独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

2 (略)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（抄）  
 （附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（老齢基礎年金の額の加算等）</p> <p>第十四条 老齢基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八条において同じ。）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二、<u>第九条の二の二及び第九条の四の五の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</u>にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齢厚生年金、退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受け</p>	<p>附 則</p> <p>（老齢基礎年金の額の加算等）</p> <p>第十四条 老齢基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八条において同じ。）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条、<u>第二十八条、附則第九条の二及び第九条の二の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</u>にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齢厚生年金、退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けるときは、</p>

ることができるときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者が六十五歳に達した日以後にその者の配偶者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、その当時その者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、その者に対する老齡基礎年金の額は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に同項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

3・4 (略)

この限りでない。

一・二 (略)

2 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者が六十五歳に達した日以後にその者の配偶者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、その当時その者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、その者に対する老齡基礎年金の額は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条、第二十八条、附則第九条の二及び第九条の二の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に同項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

3・4 (略)

◎ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）（抄）  
 （附則第八条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（国民年金法の一部改正）</p> <p>第十二条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第九条の五を削り、附則第九条の四の七を附則第九条の五とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（国民年金法の一部改正）</p> <p>第十二条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第九条の五を削り、附則第九条の四の二を附則第九条の五とする。</p>

◎ 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）  
 （抄）  
 （附則第十条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民年金法の一部改正）</p> <p>第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第五条に次の二項を加える。</p> <p>12 （略）</p> <p>13 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第三百三十条第二項（第三百三十七条の十七第五項において準用する場合を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第四項第一号の規定の適用については、第三百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第三百三十七条の二の五に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負っている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法第三百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは「同法附則第五条第十三項の規定により読み替えて適用する同法第三百三十条第二項に規定する加入員期間を</p>	<p>（国民年金法の一部改正）</p> <p>第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第五条に次の二項を加える。</p> <p>12 （略）</p> <p>13 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第三百三十条第二項（第三百三十七条の十七第五項において準用する場合を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び附則第七条の三第五項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第四項第一号の規定の適用については、第三百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第三百三十七条の二の五に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負っている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法第三百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは「同法附則第五条第十三項の規定により読み替えて適用する同法</p>

いう」と、「加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第百三十七条の十八の規定は、適用しない。

附則第七条の三第五項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）を「昭和六十年改正法」に改める。

#### 附則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

##### 一～四 （略）

五 第四条中確定拠出年金法目次の改正規定（「第七十三条」を「第七十三条・第七十三条の二」に改める部分に限る。）、同法第三条第一項の改正規定、同法第三条第六号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同法第四条第一項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第九条第一項、第十一条第六号、第十五条第一項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十五条第二項第六号の改正規定、同法第三章第五節中第七十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三条第一項の改正規定並びに附則第四条、第五条及び第十条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

六 附則第五条の二の規定 国民年金法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日

七 附則第十一条及び第十二条の規定 国民年金法の一部を改正する法律の施行の日

第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう」と、「加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第百三十七条の十八の規定は、適用しない。

附則第七条の三第五項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）」を「昭和六十年改正法」に改める。

#### 附則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

##### 一～四 （略）

五 第四条中確定拠出年金法目次の改正規定（「第七十三条」を「第七十三条・第七十三条の二」に改める部分に限る。）、同法第三条第一項の改正規定、同法第三条第六号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同法第四条第一項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第九条第一項、第十一条第六号、第十五条第一項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十五条第二項第六号の改正規定、同法第三章第五節中第七十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三条第一項の改正規定並びに附則第四条、第五条及び第十条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

##### （新設）

##### （新設）

(確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に既に企業型年金加入者の資格を喪失している者(次項に規定する者を除く。)についても、適用する。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条第一項に規定する継続個人型年金運用指図者である者であつて、同項第四号、第五号及び第七号に該当するものは、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から二年間は、同法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関に、同法附則第三条第一項の脱退一時金の支給を請求することができる。

(調整規定)

第五条の二 国民年金法の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第一条のうち国民年金法附則第七条の三第五項の改正規定中「昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。」とあるのは、「昭和六十年法律第三十四号」とする。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次の

(確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に既に企業型年金加入者の資格を喪失している者(次項に規定する者を除く。)についても、適用する。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条第一項に規定する継続個人型年金運用指図者である者であつて、同項第四号、第五号及び第七号に該当するものは、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から二年間は、同法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関に、同法附則第三条第一項の脱退一時金の支給を請求することができる。

(新設)

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次の

ように改正する。

別表第一中七十七の二の項を七十七の七の項とし、七十七の項の次に次のように加える。

(表略)

《(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)》

第十条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「喪失した日」の下に「(継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日)」を加える。

《(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)》

第十一条 国民年金法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

国民年金法附則第七条の三第五項の改正規定を削る。

《(調整規定)》

第十二条 国民年金法の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

ように改正する。

別表第一中七十七の二の項を七十七の七の項とし、七十七の項の次に次のように加える。

(表略)

《(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)》

第十条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「喪失した日」の下に「(継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日)」を加える。

《(新設)》

《(新設)》

※波線の部分は、東日本大震災復興特別区域法案(第百七十九回国会提出法案)附則第八条の規定(公布日施行)による改正後の規定。